

# 兵庫県立大学政策科学研究所長候補者選考規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、兵庫県公立大学法人学部長等選考規程（平成25年法人規程第17号）第6条の規定に基づき、政策科学研究所長（以下「所長」という。）の候補者の選考（以下「選考」という。）等に関して必要な事項を定めるものとする。

## (選考の時期)

**第2条** 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に所長の選考を行う。

- (1) 所長の任期が満了するとき。
  - (2) 所長が辞任を申し出たとき。
  - (3) 所長が欠員になったとき。
- 2 前項第1号に該当する場合にあっては、所長は、選考を行った上で、理事長が定める日までに所長候補者の推薦（以下「推薦」という。）を行わなければならない。
- 3 第1項第2号に該当する場合にあっては、所長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。
- 4 第1項第3号に該当する場合にあっては、理事長が指名する者が、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

## (所長候補者の資格)

**第3条** 所長候補者となることのできる者は、国際商経学部、社会情報科学部、社会科学研究所及び政策科学研究所の専任教授とする。

## (選考手続)

- 第4条** 所長（第2条第4項に規定する場合にあっては理事長が指名する者。次項において同じ。）は、第2条の規定により選考を行うときは、あらかじめ政策科学研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 2 前項の規定により所長が運営委員会の意見を聴く手続については、別に定める。

## (任期)

- 第5条** 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 第2条第1項第2号又は第3号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

**第6条** この規程に定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年3月31日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月31日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月29日改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。